

事 務 連 絡
令和3年 1月 26日

保護者の皆さまへ

広陵町教育委員会
広陵町立広陵中学校

「情報端末貸し出しに関わる保護者へのお願い」と「確認書」について

平素は、本町教育行政並びに学校運営に対しまして、ご理解ご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、本町では国の掲げる「GIGAスクール構想」に基づき、子どもたちが情報通信技術（ICT）を積極的に活用して、主体的に考え、他者と新たな課題の解決などに取り組むために必要な情報活用能力の育成をめざして、児童生徒一人一台の情報端末の貸し出し、学校ネットワーク環境の整備を進めているところです。

過日お知らせした「情報端末を活用した学びについて」の案内の中にも示させていただいた情報端末の持ち帰りを準備しており、ご家庭への持ち帰りについて2月中旬を目途に実施したいと考えております。

つきましては、保護者の皆さまにおかれましては、裏面の「情報端末貸し出しに関わる保護者へのお願い」をご覧ください、持ち帰りに際し、「確認書」の提出をお願いしますので、必要事項をご記入の上、2月3日（水）までに学校へ提出をお願いいたします。

新たな教育への取組は、子どもたちが情報通信技術（ICT）の活用が日常となる社会を生き抜くため、また個別最適化された学びや創造性を育むものがありますので、ご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

（右面の「情報端末貸し出しに関わる保護者へのお願い」をご確認ください。）

情報端末貸し出しに関わる保護者へのお願い

広陵町は、学習用の道具の1つとして1人に1台の情報端末を貸し出します。新しい時代に必要となる資質・能力である「学びに向かう力」、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」の習得を目指し、児童生徒が「主体的に行動できる力」を身に付けるためのツールとして情報端末(Chromebook)を活用します。情報端末に触れながら、情報モラル、スキルも育成していきたいと考えています。下記に使用における注意事項を示しますので、お子様へのご指導をお願いします。

○端末の使用について

- ・端末は、学習に関する内容について活用します。(学習活動に関わること以外の使用は禁止としています。)
- ・基本的に学校と家庭以外では使用しません。(登下校中の使用は禁止とします。)
- ・インターネットには制限(フィルター)をかけています。もしも、お子様が怪しいサイトに入ってしまった時は、すぐに画面を閉じ、先生に伝えてください。



○端末の取扱いについて

- ・端末を使用する際には、手を洗ってからのご使用をお願いします。
- ・端末を地面においたり、端末の上にも物をおいたりしないようにしてください。
- ・端末に水をかけたり、日光の下やストーブ、磁気の近くなどにおいたりしないように気を付けてください。



○充電について

家庭への持ち帰りをした際は、ご家庭での充電にご協力ください。



○破損・紛失について

破損・紛失した場合は、必ず学校に連絡してください。(学校でも定期的に確認を行います。)



○健康のために

- ・端末は長時間使用せず、休憩しながら使用させてください。正しい姿勢で画面に近づきすぎないように気を付けてください。
- ・就寝する30分前以降は使用をやめて、目を休めるよう、お子様の見守りをお願いいたします。



○返却について

端末は貸し出しとなります。卒業時・転校時には本体の他、付属品も学校へご返却ください。



○個人情報について

- ・お子様が、自分の端末を他人に貸したり、他人の端末を勝手に使ったりすることがないように気を付けてください。
- ・情報モラルについては、学校でも学びますが、ご家庭でもご指導ください。



○確認書について

利用についての「確認書」の内容についてお子様と一緒に確認をお願いします。(利用についてのルールが守れない時は、使用できなくなります。)

